



# 長野県報

1月29日(木)  
平成21年  
(2009年)  
第2036号

## 目次

### 規則

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（建築指導課）…………… 2

### 告示

長野県議会定例会の招集（財政課）…………… 3

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく医療を担当する結核指定医療機関の指定（健康づくり支援課）…………… 3

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核指定医療機関の指定辞退（健康づくり支援課）…………… 3

基本測定の終了（建設政策課）…………… 3

学校教育法に基づく技能教育のための施設の指定（高校教育課）…………… 3

長野県選挙事務取扱規程の一部改正（選挙管理委員会）…………… 4

### 公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）……………10

一般競争入札（税務課）……………10

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課）……………11

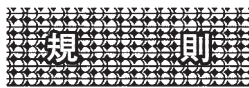
平成21年度長野県農業大学校農学部学生の第2次募集（農業技術課）……………11

県営土地改良事業の施行に伴う換地計画の縦覧（5件）（農地整備課）……………13

開発行為に関する工事の完了（3件）（建築指導課）……………14

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会（生活安全企画課）……………15

特定調達契約に係る一般競争入札（生活排水課）……………15



屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年1月29日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第1号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則(平成6年長野県規則第25号)の一部を次のように改正する。

別表第1の松本都市計画風致地区(昭和15年内務省告示第383号で告示されたもの)の項を削る。

別表第2の高速自動車国道中央自動車道長野線の項を次のように改める。

高速自動車国道中央自動車道長野線	高速自動車国道中央自動車道西宮線との交差点から奈良井川橋(松本市大字芳川村井町5番の5地先)まで	両側各500メートル以内
	一般国道147号と立体交差する地点(松本市島内5139番の2地先)から高速自動車国道関越自動車道上越線との交差点まで	両側各500メートル以内。ただし、千曲都市計画に定められた準工業地域、工業地域及び工業専用地域の区域を除く。

別表第2の一般国道19号の項中

万路沢橋(木曾郡上松町大字上松1252番の入の2地先)から木曾郡木曾町道神戸和合線との交差点まで	木曾郡木祖村に向かって左側500メートル以内及び右側100メートル以内	を
松本市新橋2299番の1地先から松本市と安曇野市との境界まで	安曇野市に向かって左側500メートル以内及び右側200メートル以内	

万路沢橋(木曾郡上松町大字上松1252番の入の2地先)から木曾郡木曾町道神戸和合線との交差点まで	木曾郡木祖村に向かって左側500メートル以内及び右側100メートル以内	に改め、同表
--	-------------------------------------	--------

の一般国道158号の項を次のように改める。

一般国道158号	鵬雲崎2号橋(松本市安曇3548番の465地先)から狸平2号橋(松本市安曇1208番の1地先)まで	一般国道19号との交差点に向かって右側1,000メートル以内。ただし、松本市安曇3280番の3地先から同市安曇2338番の2地先までの区間の両側各30メートル以内の地域を除く。
----------	---	--

別表第2の県道松本空港塩尻北インター線の項中「起点から」を「小俣橋(松本市大字笹賀7014番の2地先)から」に改め、同表

の篠ノ井線の項中「松本市道5510号線との交差点まで」を「塩尻市と松本市との境界まで」に改める。

別表第3の高速自動車国道中央自動車道長野線の項を次のように改める。

高速自動車国道中央自動車道長野線	高速自動車国道中央自動車道西宮線との交差点から奈良井川橋(松本市大字芳川村井町5番の5地先)まで	両側各1,000メートル以内
	一般国道147号と立体交差する地点(松本市島内5139番の2地先)から高速自動車国道関越自動車道上越線との交差点まで	

別表第4の松本駅前広場の項及び南松本駅前広場の項を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に表示し、又は設置された屋外広告物等に係るこの規則による改正後の屋外広告物条例施行規則第4条第1項若しくは第2項又は第9条第1項若しくは第2項に規定する地域については、同規則別表第1から別表第4までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

建築指導課